

改正健康増進法に基づく各施設における受動喫煙防止対策の概要

令和元年(2019年)12月

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

1 施設類型等

改正健康増進法では、多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ、一定の場所を除き喫煙を禁止し、当該施設等の施設管理権原者等が講ずるべき措置等が定められました。

類 型	区 分	対 象 施 設
第一種施設	原則敷地内禁煙 (R1.7月施行)	受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設及び行政機関の庁舎 (学校、医療機関、児童福祉施設等、行政機関の庁舎)
第二種施設	原則屋内禁煙 (R2.4月施行)	第一種施設及び喫煙目的施設以外で、2人以上の者が同時に又は入れ替わり利用する施設 (事業所、飲食店、宿泊施設、パチンコ店、カオホックスなど)
喫煙目的施設	喫煙可能な施設 (R2.4月施行)	利用者に対して喫煙する場所を提供することを主たる目的とする施設(公衆喫煙所、バー・スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店)

【道及び市町村が設置する施設】

区 分	第一種施設	第二種施設
考え方	政策や制度の企画立案業務を行う施設、国及び地方公共団体のみが設置することができる施設	左記以外で国及び地方公共団体が設置する施設
具体例	都道府県・市町村庁舎(支所・出張所を含む)、婦人相談所、児童相談所、消防署(消防団を含む)、消防学校、保健所、警察署、福祉事務所 など	議会、裁判所、図書館、美術館、公民館、博物館、下水道処理場(管理事務所を含む)、廃棄物処理施設、運動公園、埋立場、スポーツ施設、老人福祉センター、火葬場 など

【用語の説明等】

区 分	説 明
施 設	屋 内 外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部
	屋 外 上記の「屋内」に該当しない場所
管 理	管理権原者 施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、方針の判断、決定を行う立場の者(例えば、受動喫煙対策として必要となる施設・設備の改修等を適法に行う権原を有する者)
	管 理 者 事実上、現場の管理を行っている者

2 法に基づく受動喫煙防止対策

施設管理権原者及び施設管理者が義務として実施すべき事項は、次のとおりです。
(施設管理権原者のみに課せられた事項もありますが、双方で相談の上、対応願います。)

類 型	実施すべき主な内容
第一種施設	① 原則敷地内禁煙であるが、屋外に喫煙場所（特定屋外喫煙場所）を設置する場合は、次の技術的基準を満たすことが必要。 ・ 喫煙場所を明確に区画 (パーティション等による区画も可能) ・ 喫煙場所である旨の標識を掲示 ・ 施設利用者が通常立ち入らない場所に設置 (例えば、建物の裏や屋上など、喫煙のための立ち入る場合以外には通常利用することがない場所) 
第二種施設	② 原則屋内禁煙であるが、屋内に「喫煙専用室」を設置する場合は、次の技術的基準を満たすことが必要。 ・ 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上 ・ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画 ・ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気 ※測定は、各施設において実施するものであり、その方法等は、別添1「たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例」を参照 なお、喫煙専用室の室内における飲食等は認められず、20歳未満の者は、従業員を含め全て立入禁止。 ※③「技術的基準」に関する経過措置 管理権原者の責めに帰すことができない理由（建物の構造や所有権の問題で屋外排気の工事が困難な場合等）により、上記②の技術的基準を満たすことが困難な場合は、次のとおり対応すること。 ○ 当該喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し、室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとすること。 ○ 「たばこの煙を十分に浄化し、室外に排気するために必要な措置」とは、次の要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該ブースから排出された気体が室外に排気されるものであること。なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効果的に排気できる工夫が講じられていることが望ましい。 ・ 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上 ・ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が$0.015\text{mg}/\text{m}^3$以下 ※測定は、各施設において実施するものであり、その方法等は、別添2「脱煙機能付き喫煙ブースの効果を確認するための測定方法の例」を参照

④ 加熱式たばこ専用の「指定たばこ専用喫煙室」を設置する場合は、次の技術的基準を満たすことが必要。

- ・ 要件は、上記②と同じ。

ただし、屋内又は内部の場所が複数階に分かれている場合であって、指定たばこのみの喫煙をすることができる場所が当該施設の1又は2以上の階の全部の場所である場合における指定たばこの煙の流出を防止するための基準は、上記②の要件に代えて、指定たばこの煙が喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

なお、指定たばこ喫煙専用室の室内での飲食等は認められているが、20歳未満の者は、従業員を含め全て立入禁止。

⑤ 喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定めようとする場合は、喫煙場所の出入口及び施設の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識を掲示しなければならない。

- ・ 喫煙専用室は、専ら喫煙することができる場所であること。
- ・ 指定たばこ専用喫煙室は、指定たばこのみの喫煙ができる場所であること。
- ・ 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されていること。



なお、当該場所を専ら喫煙することができる場所としないこととした場合は、標識を除去しなければならない。

⑥ 指定たばこ専用喫煙室設置施設においては、その営業について広告又は宣伝する場合は、指定たばこ専用喫煙室設置施設である旨を明らかにしなければならない。

既存特定飲食提供施設

●「既存特定飲食提供施設」の定義

国において、令和2年3月31日時点で飲食店の営業許可を受けている客席面積100㎡以下かつ資本金等5,000万円以下の小規模飲食店は、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、法の経過措置として、当面の間は喫煙（喫煙可能室の設置）を選択できることとされた。喫煙を選択する施設は「既存特定飲食提供施設」として、「喫煙可能室設置施設届出書」を施設所在地の保健所に提出すること。

なお、喫煙可能室の室内においては、飲食は認められているが、20歳未満の者は、従業員を含め全て立入禁止。

●「既存の飲食店」の考え方

既存特定飲食提供施設において、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、①法律の施行前から事業を継続しているか否か（事業の継続性）、②経営者が同一である又はそれと同等とみなしうる者かどうか（経営主体の同一性）、③店舗が物理的に同一か否か（店舗の同一性）等を踏まえて総合的に判断される。

	●喫煙可能室を設置する場合の技術的基準 - 要件は、上記②と同じ。 ただし、既存特定飲食提供施設の全部の場所を喫煙可能室とする場合における基準は、これに代えて、喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう壁、天井等によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていること。 ●喫煙可能室に関する標識の掲示 - 掲示方法は、上記⑥と同じ。 - 当該場所が喫煙をすることができる場所であること。 - 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されていること。 ●書類の保存 既存特定飲食提供施設の要件に該当することを証明する書類を保存しなければならない。 - 客席部分の床面積に係る資料（100㎡以下） - 資本金の額又は出資の総額に係る資料（5,000万円以下） ●喫煙可能室設置施設に係る広告又は宣伝 - 上記⑥と同じ。 ●保健所への届出方法等 「喫煙可能室設置施設届出書」により、記載例に従って、施設所在地の保健所に提出すること。備考欄には、客席面積、資本金等の総額のほか、従業員に対する受動喫煙防止対策を必ず記載すること。 - 令和2年2月3日（月）から受付開始 ※届出期日の定めはないが、速やかに提出すること。 - 添付資料は不要 - 管理権原者の氏名や施設所在地等に変更が生じた場合には変更届を提出。 - 店舗拡大により客席面積が100㎡を超えたり、資本金等の総額が5,000万円を超えた場合には廃止届を提出。
喫煙目的施設	●「喫煙目的施設」の定義（バー・スナック等） 施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行うもの。 なお、「主食」とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く。）、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が主に該当するものであるが、主食の対象は各地域や文化により異なるものであることから、実情に応じて判断することになる。 ⑦喫煙目的室を設置する場合の技術的基準 上記②及び③と同じ。 ※喫煙目的室の室内においては、飲食（主食を除く）は認められているが、20歳未満の者は、従業員を含め全て立入禁止。

	⑧喫煙目的施設（喫煙目的室）に関する標識の掲示 ・ 掲示方法は、上記⑤と同じ。 ・ 当該場所が喫煙を目的とする場所であること。 ・ 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されていること。  ⑨帳簿の保存 喫煙目的室設置施設の要件に関する事項を帳簿に記載し、保存しなければならない。（たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項の許可に関する情報） ・ 喫煙を主たる目的とするバー、スナック等 ・ 店内で喫煙可能なたばこ販売店 ⑩喫煙可能室設置施設に係る広告又は宣伝 ・ 上記⑥と同じ。
そ の 他	⑪その他、管理権原者等の責務 ・ 施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。 ・ 施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。 ※喫煙禁止場所において、繰り返し退出を求めても従わない喫煙者がいる場合は、施設所在地の保健所に連絡すること。 ⑫法の適用除外 プライベートな場所（私的空間）や客室等は、法の適用除外 ・ 家庭内や職員寮の個室 ・ 特別養護老人ホームや有料老人ホーム等の入所施設の個室（多数の者が利用する多床室や共用部は、法が適用される） ・ 旅館、ホテルの客室 ・ 旅客運送事業鉄道等車両又は旅客運送事業船舶の客室 など ⑬配慮規定 第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設並びに旅客運送事業自動車等（旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶）の喫煙禁止場所以外の場所であっても、子どもなど受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が多く利用する場所（屋外の場所を含む）については、受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましく、また、喫煙する際には、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

※ 制度の詳細や標識（例）、喫煙可能室設置届出書等については、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課のホームページからダウンロードできます。

北海道 たばこ対策

検 索



3 従業員に対する受動喫煙防止対策

事業者は、改正健康増進法や労働安全衛生法に基づき、従業員（労働者）を受動喫煙から守るために必要な措置を講じることが努力義務として規定されています。

これらの規定等を遵守し、従業員（労働者）に対する受動喫煙対策を適法に行うようお願いします。

（１）改正健康増進法 ＜附則第５条＞

現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、当該使用する者又は当該施設の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならない。

（２）労働安全衛生法 ＜第68条の２＞

事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（３）「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」

本ガイドラインは、受動喫煙の防止に関し、改正健康増進法で義務付けられる事項及び労働安全衛生法により事業者が実施すべき事項を一体的に示すことを目的として、厚生労働省労働基準局が作成。なお、事業者と管理権原者が異なる場合、当該事業者は、本ガイドラインに基づく対応に当たり、健康増進法の規定が遵守されるよう、管理権原者と連携を図る必要がある。

（４）職業安定法施行規則 ＜第4条の2第3項第9号＞

職業安定法第5条の3では、労働者の募集等に当たっては従事すべき業務の内容等を明示しなければならないこととされている。同条第4項に定める「その他厚生労働省令で定める事項」に、令和2年4月1日からは「9 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項」が追加される。

（５）「北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）」素案

令和元年度中に制定する予定である道条例（素案）においては、受動喫煙防止のため、事業者及び関係団体の責務として、次の規定を設けることとしている。

【事業者の責務】

- ・ 受動喫煙を未然に防止するための環境整備に努めること。
- ・ 従業員等（親族や派遣職員等を含む）に受動喫煙を生じさせないように努めること。
- ・ 道及び市町村が実施する受動喫煙防止対策に協力すること。

【関係団体の責務】（受動喫煙防止に関する全ての団体が対象）

- ・ 受動喫煙を未然に防止するための取組を推進すること。
- ・ 道及び市町村が実施する受動喫煙防止対策に協力すること。

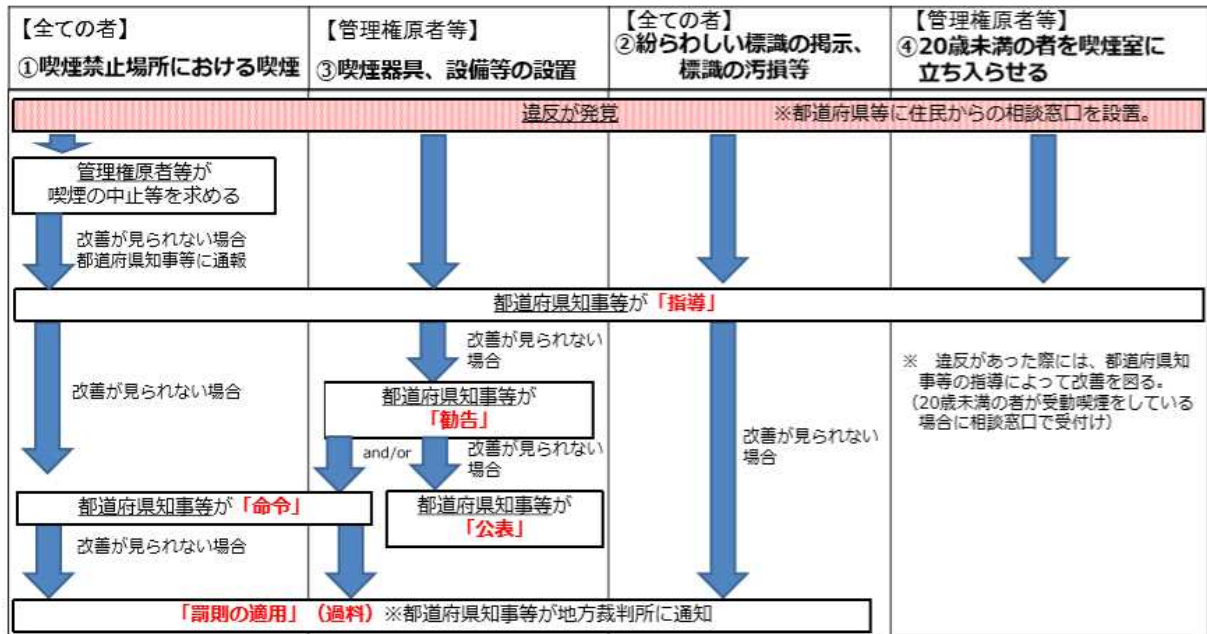
4 義務違反時の対応

上記2の義務に違反した場合は、「行政指導（助言・指導、勧告、公表）」、「行政処分（命令）、罰則（過料）」が適用される場合がありますので、十分に留意願います。

改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。
【全ての者】 ①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
【施設等の管理権原者等】 ③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
 ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合には、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

<義務違反時の対応>



本法律における義務違反者への対応の整理について

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料(※2)
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△(※1)	○(命令に限る)	○(30万円以下)
	紛らわしい標識の掲示禁止・ 標識の汚損等の禁止	○	—	○(50万円以下)
施設等の管理権原者 (所有者等の、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のこと) *を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者(管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと)にも義務が発生する。	喫煙器具・設備等の撤去等*	○	○	○(50万円以下)
	喫煙室の基準適合	○	○	○(50万円以下)
	施設要件の適合 (喫煙目的施設に限る)	○	○	○(50万円以下)
	施設標識の掲示	○	—	○(50万円以下)
	施設標識の除去	○	—	○(30万円以下)
	書類の保存(喫煙目的施設・既存 特定飲食提供施設に限る)	○	—	○(20万円以下)
	立入検査への対応*	—	—	○(20万円以下)
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止*	○	—	—
	広告・宣伝(喫煙専用室以外の 喫煙室設置施設等に限る)*	○	—	—

(※1) 法律上指導・助言について明記していないが、喫煙を発見した場合、命令をする前に違反者に対して、指導により対応していく。その上で、繰り返し指導してもなお喫煙を続ける等の改善が見られない場合に、命令をする。

(※2) 本法案における「過料」とは、秩序罰としての「過料」であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものである。また、「過料」の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定される。

喫煙専用室標識等の一覧（例）

以下の標識は、国の標識例を参考にして北海道が作成したものであり、必要な事項が記載されていれば独自に作成しても差し支えありません。

※PDF版及びPowerPointデータ版（加工用）は、道のホームページからダウンロードできます。

※左上の「道庁マーク」は、必須（必要な事項）ではありません。

◆第二種施設等（事務所、ホテル、旅館、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道等車両 等）



◆指定たばこ（加熱式たばこ）のみの喫煙の場合



◆喫煙目的施設（公衆喫煙所、喫煙を主目的とするバー・スナック等、喫煙可能なたばこ販売店）



◆既存特定飲食提供施設



※「喫煙可能室」、「喫煙可能室あり」の標識

店舗内に喫煙可能室を設置する場合

※「喫煙可能店」の標識

店舗内全体を喫煙可能（喫煙可能室）とする場合

◆その他

